

金融サービス仲介業に関する報告書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

2024年 6月 27日提出

郵便番号 135-0061

主たる営業所又は

事務所の所在地東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア12F

電話番号 03-6890-2502

（ふりがな） えすしーえすけいさーびすうえあ

商号又は名称 SCSKサービスウェア株式会社

（ふりがな） だいひょうとりしまりやく わたなべ あつし

氏名 代表取締役 渡辺 篤史

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

※ 法人・個人の別 【法人・個人】

I 業務の状況（共通）

1 登録年月日及び登録番号

2022年3月29日（関東財務局長（金サ）第3号）

2 当期の事業概要

(1) 機構改革（2023年4月1日付）

概要 （当社のニュースリリース（2023年3月16日）より抜粋）

2023年度は、当社の新たな中期経営計画の初年度となる。中期経営計画で目指すビジネスサービスプラットフォーム型ビジネスの実現や次世代サービスの探索、既存事業のさらなる拡大と高度化を進めるため、全社組織単位の再編と全体最適化を行い、ダイナミックかつスピーディな事業推進を目的とした大幅な機構改革を行う。また、中期経営計画における重点実施事項を推進する組織を明確化する。

① 全社組織単位の再編

事業部門は、ビジネスサービスグループとBPOグループの2グループ制とする。

② ビジネスサービスグループ

本部組織の変更（新設や改廃）

ビジネス領域ごとに事業責任と権限、機能を集中させた本部体制とする。

「金融業向けビジネスサービス（金融サービス仲介業）」に関する機能を含む金融業向けサービスに関する機能を集約した金融サービス事業本部を設置する。

③ コーポレート部門部組織の変更（新設や改廃）

会社法・規程規則の管理など法務やリスクマネジメントに関する機能を集約・最適化するためリスクマネジメント部の機能、事業管理部の営業管理機能・法務機能、総務サービス部の機能および第一事業本部金融サービス事業管理課の機能を統合し、総務・法務・リスクマネジメント部を設置する。

(2) 金融サービス仲介業を含む業務を担う組織

ビジネスサービスグループ 金融サービス事業本部 第一部 有価証券等仲介業務、第二部 保険媒介業務、第三部 預金等媒介業務、の三部が「金融業向けビジネスサービス（金融サービス仲介業）」を担う。

(3) 当年度の金融サービス仲介業務

① 2023年6月から金融サービス事業本部 第三部第一課（多摩第3センター）が住信SBIネット銀行から住宅ローンWEB本審査に関する事務業務を受託し業務を開始。

業務概要は、住宅ローン申込から契約までの本審査申込書の返送促進架電、受付後の不備チェックから契約実行前までの承認後促進架電。

- ・住宅ローン申込書の不備チェック
 - ・不備架電により不備内容をヒヤリング、書類の徴求を行い、委託元の審査システムに追加情報を登録
 - ・本審査承認に至った顧客に架電し、成約までに必要な手続きを案内。など。
- ②2024年1月から同部 第三課（多摩第3センター）がauじぶん銀行から住宅ローン審査業務を受託し、業務を開始。
- 業務概要は、
- ・住宅ローン申込から契約までのコール業務（インバウンド、促進、不備、契約意思確認）
 - ・バックオフィス業務（本審査（住宅ローン申込受付）、申込内容（精査）など。

3 専業・兼業の別（兼業の場合は、主たる業種名）

下記の事業との兼業となります。

- ・ビジネス・プロセス・アウトソーシング業務：
コンタクトセンター・テクニカルサポート・ヘルプデスク・バックオフィス業務
などの受託
- 「大分類」Gー情報通信業
- 「中分類」39情報サービス業
- 「小分類」392情報処理・提供サービス業
- 3929その他の情報処理・提供サービス業

4 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	7 名	3 名	5,619 名	5,626 名
うち保険媒介を行う者	0	0	21名	21名
うち外務員	0	0	50名	50名

5 営業所又は事務所の状況

名称	所在地	保険媒介を行う者	外務員	備考
本社	〒 135-0061 東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア12F	0 名	0 名	内部管理部門のみ
多摩第3センター	〒 206-0033 東京都多摩市落合1-32-3 GA多摩bldg. 2F	0名	0名	預金等媒介 2号関係 ・住信SBIネット 銀行 住宅ローン本 審査 (受託業務) ・auじぶん銀行 住宅ローンセンター (受託業務)
計 1 店		計 0 名	計 0 名	

6 苦情の発生件数（直近 3 期分）（単位：件）

業種の種別	前々期	前期	当期
預金等媒介業務	—	—	6件
保険媒介業務	—	—	—
有価証券等仲介業務	—	—	—
貸金業貸付媒介業務	—	—	—
合計	—	—	6件

7 苦情処理及び紛争解決の状況

外部紛争等解決機関
・日本金融サービス仲介業協会との協定により下記東京三弁護士会を利用します。 東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター
・2021年度、2022年度、2023年度の外部紛争等解決機関の利用はありません。

8 翌事業年度の改定日までに供託すべき保証金の額（単位：十万円）

手数料等	翌事業年度保証金
1069十万円	153十万円

9 相手方金融機関の数

業務の種別		相手方金融機関	
			うち委託を受けている数
預金等媒介業務		住信SBIネット銀行	1
		auじぶん銀行	1
保険媒介業務	生命保険会社等	該当なし	—
	損害保険会社等	該当なし	—
	少額短期保険業者	該当なし	—
有価証券等仲介業務		該当なし	—
貸金業貸付媒介業務		該当なし	—
合計		2	2

10 従業者に対する研修の実施状況

全職員対象 年1回 2023年7月～8月末 ・コンプライアンス研修および確認テスト(ともにeラーニング) ・情報セキュリティ研修および確認テスト(ともにeラーニング)
金サ業務取扱いプロジェクト役職員対象 プロジェクト配属時 ・金融サービス仲介業務における倫理規程研修および確認テスト (eラーニング) 2023年6月、2023年8月、2023年12月、2024年1月、2024年2月実施。 (各事業開始前並びに、配属変更時に実施)
テーマ別研修「配属時研修」の実施 ①預金媒介業務(テーマ別研修) 2023年6月、2023年8月、2023年12月、2024年1月、2024年2月実施。 (各事業開始前並びに、配属変更時に実施) ②事故発生時の対応研修(リモート) (「緊急対応マニュアル」「金サ事故処理規程」含む) 2023年6月、2023年12月 (各事業開始前に緊急対応マニュアルを展開) ③苦情受付対応研修(リモート) 2023年6月、2023年8月、2023年12月実施。 (各事業開始前並びに、配属変更時に実施)

(記載上の注意)

- 1 「1 登録年月日及び登録番号」
当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
- 2 「4 役員及び使用人の状況」
当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。
- 3 「5 営業所又は事務所の状況」
営業所又は事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。
- 4 「7 苦情処理及び紛争解決の状況」
指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。
- 5 「8 翌事業年度の改定日までに供託すべき保証金の額」
手数料等とは、一事業年度において金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額をいう。以下この様式において同じ。
- 6 「9 相手方金融機関の数」
イ 相手方金融機関とは、当期において金融サービス仲介業務により顧客の契約締結の媒介（約定に至らなかったものを含む。）を行った相手方金融機関をいう。ただし、委託を受けている金融機関については、当期において契約締結の媒介を行ったか否かにかかわらず含めること。以下この様式において同じ。
ロ 保険媒介業務における保険会社とは、以下のものをいう。
(1) 「生命保険会社等」とは、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、生命保険会社又は外国生命保険会社等をいう。

- (2) 「損害保険会社等」とは、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、損害保険会社又は外国損害保険会社等をいう。
- (3) 「少額短期保険業者」とは、法第11条第3項第3号に規定する少額短期保険業者をいう。
- 7 「10 従業者に対する研修の実施状況」
- イ 業務の種別ごとに、研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。
- ロ 金融サービス仲介業者が実施した研修について記載することとし、金融サービス仲介業協会が実施した研修は除くこと。
- 8 法第13条第1項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定若しくは第19条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

II 業務の状況（業務の種別ごと）

〔預金等媒介業務〕

1 預金関係 (単位：件)

相手方金融機関名	流動性預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)
		うち外貨預金等	うち当座預金		
	媒介件数	媒介件数	媒介件数	媒介件数	媒介件数
該当なし	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(記載上の注意)

- 1 「媒介件数」欄は、法第11条第2項第1号に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数を相手方金融機関ごとに記載すること。
- 2 「うち外貨預金等」欄の外貨預金等は、第4条に規定する外貨預金等のうち、その引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものに限る。

2 貸付関係 (単位：千円、件)

相手方金融機関名	消費者向け貸付		事業者向け貸付		合計	
	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額
住信SBIネット銀行	2,041件	65,486,300 千円	()	()	2,041件	65,486,300 千円
auじぶん銀行	5,152件	186,736,000 千円	()	()	5,152件	186,736,000 千円
合計	7,193件	252,222,300 千円	()	()	7,193件	252,222,300 千円

(記載上の注意)

- 1 「媒介件数」及び「媒介額」欄は、法第11条第2項第2号に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数及び媒介額を相手方金融機関ごとに記載すること。
- 2 「媒介件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品（第16条第1項第1号イに規定する規格化された貸付商品をいう。）の媒介件数及び媒介額を内書すること。

3 為替取引関係 (単位：件)

相手方金融機関名	媒介件数
該当なし	0
該当なし	0
合計	0

(記載上の注意)

「媒介件数」欄は、法第11条第2項第3号に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数を相手方金融機関ごとに記載すること。

4 手数料等の状況 (単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		手数料等内訳（法第11条第2項各号に規定する媒介の種類別）			委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等	第1号関係	第2号関係	第3号関係	
住信SBIネット銀行	18,806千円	18,806千円	0	18,806千円	0	有
auじぶん銀行	88,044千円	88,044千円	0	88,044千円	0	有
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
合計	106,850千円	106,850千円	0	106,850千円	0	—

(記載上の注意)

- 1 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 2 「手数料等」について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 3 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

〔保険媒介業務〕

1 取扱保険契約ごとの媒介の状況

(1) 生命保険関係 (単位：千円、件)

相手方金融機関名	第一分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	第三分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	合計				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

(記載上の注意)

「媒介件数」、「保険関係」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第3 項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、生命保険会社又は外国生命保険会社等が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。

(2) 損害保険関係 (単位：千円、件)

相手方金融機関名	第二分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	第三分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	合計				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

(記載上の注意)

「媒介件数」、「保険関係」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第3項第1号及び第2号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、損害保険会社又は外国損害保険会社等が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。

(3) 少額短期保険関係

(単位：千円、件)

相手方金融機関名	第一分野				
	媒介件数	保険金額	保険料		手数料等
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	第二分野				
	媒介件数	保険金額	保険料		手数料等
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし					
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	第三分野				
	媒介件数	保険金額	保険料		手数料等
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

相手方金融機関名	合計				
	媒介件数	保険金額	保険料		手数料等
					相手方金融機関からの受取手数料等
該当なし	—	—	—	—	
合計	0	0	0	0	

(記載上の注意)

「媒介件数」、「保険金額」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第3項第3号に規定する少額短期保険業者が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。

2 手数料等の状況 (単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		取扱商品数	委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等		
該当なし	—		—	
合計	0		0	

(記載上の注意)

- 1 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 2 「手数料等」について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 3 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

3 自己契約の状況 (単位：千円)

自己契約に係る保険料の合計額	—
保険契約に係る保険料の合計額	—
自己契約比率	0 %

(記載上の注意)

第59条の規定により計算した金額を記載すること。

〔有価証券等仲介業務〕

1 有価証券等仲介業務に係る口座の状況

相手方金融機関名	口座数			
	前期末	当期末	増減	うち期中に媒介を行った口座数
該当なし	—	0	0	

(記載上の注意)

- 1 有価証券等仲介業務に係る口座数について、前期末、当期末、期中増減、期中に有価証券等仲介業務として媒介を行った口座数を記載すること。
- 2 「うち期中に媒介を行った口座数」欄には、約定に至ったか否かに関わらず、期中に有価証券等仲介業務を通じて注文を発注した顧客数を記載することとする。

2 手数料等の状況

(単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		手数料等内訳（法第11条第4項各号に規定する媒介の種類別）				委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等	第1号関係	第2号関係	第3号関係	第4号関係	
該当なし	—	—	—	—	—	—	無
合計	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 1 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 2 「手数料等」について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 3 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

〔貸金業貸付媒介業務〕

1 資金の貸付けに係る契約の締結の媒介の状況

(単位：千円、件)

相手方金融機関名	消費者向け貸付		事業者向け貸付		合計	
	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額	媒介件数	媒介額
該当なし	—	—	—	—	—	—
合計						

(記載上の注意)

- 1 「媒介件数」及び「媒介額」欄は、法第11条第5項に規定する契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数及び媒介額を相手方金融機関ごとに記載すること。
- 2 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

2 手数料等の状況

(単位：千円)

相手方金融機関名	手数料等		手数料等内訳（貸付の対象者別）		委託関係の有無
		相手方金融機関からの受取手数料等	消費者向け貸付	事業者向け貸付	
該当なし	—	—	—	—	—
合計					

(記載上の注意)

- 1 一事業年度において受領した手数料等が0円の相手方金融機関についても、「手数料等」欄を「0」として記載すること。
- 2 「手数料等」欄について、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出した金額を記載すること。なお、この計算方法を採用した場合には、別途当局に計算方法を記載した書面を提出すること。
- 3 「委託関係の有無」欄は、相手方金融機関との委託関係の有無について記載すること。

III 経理の状況

決算公告をご覧ください。

【第42期（2024年3月期）決算公告】

<https://www.scskserviceaware.co.jp/company/dl/kessan42.pdf>

1 貸借対照表

年 月 日現在 (単位：千円)

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産			流動負債		
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
その他			未払法人税等		
貸倒引当金	△	△	その他		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			その他		
器具・備品			負債の部合計		
土地			純資産の部		
その他			資本金		
無形固定資産			資本剰余金		
投資等			利益剰余金		
投資有価証券			自己株式	△	△
長期差入保証金			株主資本合計		
その他			評価・換算差額等		
貸倒引当金	△	△	新株予約権		
繰延資産			純資産の部合計		
資産の部合計			負債・純資産の部合計		

(記載上の注意)

- 1 金融サービス仲介業に関するもののみを作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。
- 2 本表は有価証券報告書その他の財産状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
- 3 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

2 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：千円)

科目	金額	
	当期	前期
営業収益		
手数料等		
営業収益計		
営業費用		
人件費		
不動産関係費		
租税公課		
通信交通費		
調査研究費		
広告宣伝費		
その他		
営業費用計		
営業損益		
営業外収益		
受取利息		
有価証券等取引益		
その他		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）		
法人税等充当額		
当期純利益 （又は当期純損失）		

(記載上の注意)

- 1 金融サービス仲介業に関するもののみを作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。
- 2 本表は有価証券報告書その他の損益状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
- 3 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。